

令和 8 年度高松市下水処理場 B C P（事業継続計画）
策定業務委託

仕様書

令和 8 年度

高松市都市整備局下水道部下水道施設課

第1章 一般仕様書

第1節 総則

(業務の目的)

第1条 本業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づき、特記仕様書に示す対象施設について、「高松市下水道事業業務継続計画」ほか関連する既存の計画等を参考に、自然災害等により下水処理場が被災した場合における代替性・多重性の確保を含めた実践的な下水処理場BCP（事業継続計画）の策定を目的とする。

(業務の範囲)

第2条 受注者は、契約書及び本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様及び高松市（以下「市」という。）調査職員の指示に従い能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第3条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第5条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第7条 受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託工程表
- (3) 管理技術者選任通知書
- (4) 職務分担表

- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 業務委託料請求書
- (8) その他、市調査職員が指示するもの

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、市調査職員の承諾を受けるものとする。

(管理技術者及び技術者)

第9条 管理技術者及び技術者については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者等を配置しなければならない。

(工程管理)

第10条 受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を発注者に提出し、協議しなければならない。

(成果品の審査及び納品)

第11条 成果品の審査及び納品については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、市の検収員の検収合格をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに帰すべき業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(関係官公庁等との協議)

第12条 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく議事録等で報告しなければならない。

(証明書の交付)

第13条 業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

(疑義の解釈)

第14条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

(不当要求行為の届出)

第15条 受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。
また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(暴力団等排除措置)

第16条 市では、受注者が暴力団関係者等であった場合に契約を解除することができる要件や受注者が暴力団等から不当要求行為また被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照のこと。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

(適正な労働条件の確保)

第17条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本業務の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価(2省協定労務単価)に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1) から(6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(公正な職務の執行の確保)

第18条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそ

れがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。

(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出
(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。) ⇒メールアドレス：
naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライア
ンス推進課内高松市公正職務審査会)

※ 高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

第2節 設計一般

(一般的事項)

第19条 一般的事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の実施に当たって、受注者は、調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度、記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と高松市は、打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(準拠基準等)

第20条 設計に当たっては、高松市の指示する図書及び本仕様書「第6節 参考図書」に基づき、高松市と協議の上設計業務を行わなければならない。

(設計上の疑義)

第21条 設計上疑義の生じた場合、調査職員と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

(設計の資料)

第22条 設計の計算根拠、資料等は、すべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(参考資料の貸与)

第23条 受注者は、高松市より業務に必要な資料を借用するときには所定の手続によらなければならない。

(参考文献等の明記)

第24条 受注者は、業務の実施に当たり文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

第3節 下水処理場BCP（事業継続計画）策定

第25条 基礎調査

（地域の概要整理【自然社会条件、防災上の特性、現地踏査】）

- （1） 対象となる範囲及び周辺の地域について、地域特性・土地利用・自然社会条件及び防災上の特性等に加え、問題点を把握し整理する。

（上位計画及び関連計画との整合）

- （2） 上位計画及び関連計画との整合を図るため、都市計画マスタープラン、全体計画、事業計画、高松市下水道事業業務継続計画、高松市下水道施設耐水化計画、総合地震対策計画、地域防災計画等の確認を行う。

第26条 業務範囲

（対象施設）

- ・ 東部下水処理場
- ・ 香東川浄化センター
- ・ 牟礼浄化苑
- ・ 庵治浄化センター

第27条 業務継続の検討

（1） 体制と基礎的な事項

支援要請する可能性を想定し、受援を意識した災害対応の体制とする。

ア BCPの平時の策定体制と運用体制を確認し整理する。

イ BCPの基礎的事項として災害時の体制及び資機材を確認し整理する。

（2） 災害規模等の設定と被害想定

ア 発生する災害規模・発生時刻等を設定する。

イ 被害想定

（ア） 耐震診断結果及び耐震補強対策を考慮して、施設の被害想定を検討する。

（イ） 発災後に運用可能な資機材（機械設備、電気設備）を想定する。

（ウ） 災害対応拠点や代替拠点が被災した場合の機能停止リスクを検討する。

（エ） 停電や通信途絶等、ライフラインの被災状況を想定し、その影響と対応策を検討する。

（オ） 設計図書等の重要情報が喪失した場合の復旧遅延リスクを考慮し、重要情報の保管場所や記録媒体を確認する。

（3） 優先実施業務と対応の目標時間

（優先実施業務の選定）

ア 被害想定に応じた優先的に実施すべき災害対応業務を抽出する。

イ 資機材等の被害想定を考慮して、業務遅延による地域住民の生命、財産、生活、社会経済活動への影響が大きいと判断される業務を優先実施業務として選定する。

(許容中断時間の把握)

ウ 完了させるべきおおむねの時間(許容中断時間)を決めるため、業務遅延による影響や優先実施業務の内容、業務量等を検討する。

(対応目標時間の設定)

エ 優先実施業務を完了するために不可欠なリソース(人、モノ)の被害想定を考慮して、優先実施業務の対応目標時間を設定する。

第28条 非常時対応計画

(1) 非常時対応計画の整理

優先実施業務を行うための手順について、以下の事項について検討し、時系列的に並べ整理する。

- ア 災害対応体制・指揮命令系統
- イ 代替拠点の概要と参集者
- ウ 避難誘導・安否確認方法
- エ 被災状況チェックリスト
- オ 保有資材、調達先、備蓄資機材
- カ 支援要請の判断と受援体制
- キ その他非常時対応に必要なこと

(2) 行動マニュアルの作成

整理した上記の事項について、非常時対応計画を実施するための具体的な行動指針として、勤務時間内あるいは勤務時間外に想定地震が発生した場合に分けた行動マニュアルを作成する。また、支援要請及び受援体制の整備について、被災時における他自治体との相互援助体制や民間企業等との支援協定等を確認し、災害時支援・受援に関するフロー及びルールについて整理する。

第29条 事前対策計画

対応目標時間を早めるための対策として、ハード対策とソフト対策に区分し、事前に実施する対策計画を立案する。

(1) ハード対策

被害の影響を最小化する、あるいは被災後の要求機能の回復、早期の復旧を図

るために構造物や設備等を行う対策として、脆弱な施設等を把握し、代替となる施設等の耐震化等の状況を確認し、事業継続方針を検討する。また、災害時における下水処理機能（揚水、沈殿、消毒）を確保するための対策計画を検討する。

（２） ソフト対策

社会的影響を最小限に抑制し、速やかに要求機能を確保するため、下記の内容について整理する。

- ア 処理場における減災対策としての仮設用資機材の確保
- イ 作業拠点の作業環境の確保
- ウ 業務を遂行する職員を対象とした生活必需品の確保
- エ 関連行政部局との連絡・協力体制の構築
- オ 他の地方公共団体との支援ルールの確認
- カ 支援要請や復旧対応記録等の様式の明確化
- キ その他要求機能を確保するために必要なこと

第 30 条 下水処理場 応急対策・応急復旧計画

対象施設の災害時における下水処理機能（揚水、沈殿、消毒）の確保を目的とした水処理施設の代替処理技術の整理、代替処理手段の提案を行い、配置計画及び費用を含めた総合的な比較検討を行う。

想定している手段の一例は、下記のとおり。

- ・ 仮設汚水処理システム
- ・ 可搬式水処理システム 等

第 31 条 訓練・維持改善計画

（１） 訓練計画

発災後の対応手順の確実な実行と下水処理場 B C P（事業継続計画）の定着のための訓練計画を立案する。訓練の目的を明確化し、初動から復旧の時系列で、目的に応じた訓練を設定する。

（２） 維持改善計画

下水処理場 B C P（事業継続計画）の最新性を維持し、実効性を高めるため、点検項目を抽出し、定期的な維持管理計画を策定する。

第 32 条 報告書作成

下水処理場 B C P（事業継続計画）の根拠となった検討内容をまとめ、業務全体の報告書及び公表用の資料を作成する。

第 33 条 設計協議

設計協議は、着手時、中間1回、納品時の3回を基本とする。但し、必要の都度、適宜協議を行う。なお、着手時及び納品時には、管理技術者が同席して協議を行うこと。

第4節 照査

第34条 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

第35条 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第36条 照査事項

受注者は、下水道施設の計画的な維持、改築の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本事項の確認内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 高松市下水道事業業務継続計画、耐水化計画、総合地震対策計画、ストックマネジメント計画、浸水対策計画等との各相互間における整合性に関する照査

第5節 提出図書

（成果品の帰属）

第37条 本業務の成果にかかる一切の権利は高松市に帰属するものとする。

（提出図書）

第38条 提出図書は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------|-------|-----|
| (1) 報告書（計画書・計画説明書・図面等含む） | A 4 判 | 3 部 |
| (2) 報告書概要版 | A 4 判 | 3 部 |
| (3) 参考資料（写真等含む） | A 4 判 | 3 部 |
| (4) 議事録 | A 4 判 | 3 部 |
| (5) 電子成果品 | | 一式 |
| (6) その他関係図書 | | 3 部 |

第 39 条 電子ファイルは、Microsoft社Windows11以降のいずれのOS上でも閲覧可能とし、ファイル形式はdoc、xls、PDF等とする。また設計図のCADデータに関しては、詳細な作成仕様について市調査職員と協議の上、決定すること。

第 6 節 参考図書

(参考図書)

第 40 条 業務は、下記に掲げる参考資料、最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1 高松市公共下水道事業計画
- 2 高松市特定環境保全公共下水道事業計画（庵治処理区）
- 3 高松市総合地震対策計画
- 4 高松市下水道ストックマネジメント計画
- 5 高松市下水道ストックマネジメント実施方針
- 6 高松市下水道事業業務継続計画
- 7 高松市下水道施設耐水化計画
- 8 高松市地域防災計画
- 9 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- 10 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 11 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- 12 下水道施設耐震計算例 - 処理場・ポンプ場編（日本下水道協会）
- 13 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- 14 下水道BCP策定マニュアル（国土交通省）
- 15 その他参考資料、関連図書等

第 2 章 特記仕様書

(特記仕様書の適用範囲)

この仕様書は、「業務委託一般仕様書第 1 章第 1 条に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記の一般仕様書による。

(業務委託の対象)

対象施設の概要を以下に示す。

【処理場 現有施設】 4箇所

	処 理 場 の 名 称	処理区 の名称	処理場の位置	敷地面積	処理能力	事業計画 処理面積	稼働年	摘 要
				(h a)	※(m ³ /日)	(h a)		
1	東 部 下 水 処 理 場	東 部 処 理 区	屋島西町 2366-6	14.37	83,330	3,241.2	昭和57年	標準活性汚泥法
2	香東川浄化センター	西 部 処 理 区	香西本町 762	17.60	47,600	2,566.4	平成13年	標準活性汚泥法
3	牟 礼 浄 化 苑	牟 礼 処 理 区	牟礼町牟礼 2633-1	3.35	11,200	616.6	昭和54年	標準活性汚泥法
4	庵 治 浄 化 セ ン タ ー	庵 治 処 理 区	庵治町 6392-2	0.69	1,750	145.5	平成12年	オキシデーション ディッチ法

※現有処理能力

(その他特記事項)

その他特記事項を示す。

本業務の実施に当たっては、以下の点に特に注意すること。

- (1) 電子データは PDF 以外に、発注者が加工可能なデータを含めたものを納品すること。その際、CAD データがある場合は、JWCAD に対応した形式とする。

----- 以 上 -----